

総務生活委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月21日(木曜日)
開会 午前10時52分
閉会 午前10時57分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名
(出席) 委員長 山田雅徳 副委員長 岡崎亨一
委員 森安健一 委員 三宅啓介
" 高谷幸男 " 津神謙太郎
" 山口久子 " 剣持堅吾
(欠席) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名
議会事務局次長 宇野裕 同主任 東宗利
- 5 説明のため出席した者の職氏名
政策監 難波敏文 市民生活部長 新谷秀樹
市民課長 前田英子
- 6 付議事件及びその結果
別紙のとおり
- 7 議事経過の概要
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和5年12月21日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

| 議案番号 | 名 称 | 結 果 |
|--------|-------------------|-------------|
| 議案第75号 | 総社市手数料条例の一部改正について | 原案を可決すべきである |

開会 午前10時52分

○委員長（山田雅徳君）

ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、先ほどの本会議において付託されました案件の審査を行います。

議案第75号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（前田英子君）

議案第75号 総社市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この条例の一部改正の理由でございますが、戸籍法の改正により、令和6年3月1日から戸籍謄本等の広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が可能となるため、関係条文の整備を行うおとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、1枚お開きいただきまして、改正前後表をご覧ください。

主な改正内容でございますが、1点目は本籍地が総社市以外の戸籍謄本や除籍謄本等の交付ができるようになる広域交付事務を追加しようとするもので、手数料につきましては、現行のとおり戸籍謄本は1通につき450円、除籍謄本は1通につき750円でございます。

2点目は、新たに追加しようとするもので、行政機関へ提出している紙媒体の戸籍謄本等の代わりに、識別符号を提出することができるようになります。この識別符号の発行事務を追加しようとするものでございます。手数料は、戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき400円、除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円でございます。

なお、手数料を徴収しない場合がございます。一つは総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で識別符号の請求・発行を行う場合がございます。もう一つは識別符号の発行と同時に同一事項の戸籍謄本等の請求をする場合がございます。

3点目は電子化された届書等情報の内容の証明書を、届出または申請の受理の証明書交付等事務に追加しようとするもので、手数料につきましては、現行のとおり1通につき350円等でございます。

4点目は電子化された届書等情報の内容を表示したものを、届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務に追加しようとするもので、手数料の額は現行の紙媒体と同じ1件につき350円でございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年3月1日から施行することといたしております。

この度追加議案といたしました理由でございますが、12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が交付されましたので、少しでも早く皆様に周知できるように追加議案とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後10時57分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳